



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂日 2018/01/23

SDS整理番号 08172250

製品等のコード : 0817-2250、0817-2260、0817-0080

製品等の名称 : 過酸化水素 (過酸化水素水 30%)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
漂白剤 (紙・パルプ、天然繊維)、工業薬品 (酸化剤及び可塑剤、
ゴム薬品、公害処理などの還元剤)、医薬品 (酸化剤、殺菌剤)、
食品 (水産加工の漂白殺菌剤、酸化漂白剤、その他各種漂白剤) など



HO—OH

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

爆発物 : 区分外
引火性液体 : 区分外
自己反応性化学品 : 区分外
自然発火性液体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外

酸化性液体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分4
急性毒性 (経皮) : 区分5 【国連GHS分類】
急性毒性 (吸入: 蒸気) : 区分3
急性毒性 (吸入: ミスト) : 区分4
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
発がん性 : 区分2
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (呼吸器)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (呼吸器)

環境に対する有害性

水生環境有害性物質・急性 : 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

火災又は爆発のおそれ; 強酸化性物質
飲み込むと有害 (経口)
皮膚に接触すると有害のおそれ (経皮)
吸入すると有毒 (蒸気)
吸入すると有害 (ミスト)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
発がんのおそれの疑い
呼吸器の障害
長期または反復暴露による呼吸器の障害
水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。
衣類、可燃物などから遠ざけること。
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

火災の場合には大量の水、水噴霧などで消火すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医師に連絡すること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物 (過酸化水素の水溶液)
化学名、製品名 : 過酸化水素

(別名) 過酸化水素水 30%
(英名) Hydrogen Peroxide, aqueous solution 30%、
Hydrogen peroxide (EC名称)、
Hydrogen peroxide (H2O2) (TSCA名称)

参考；医薬品のオキシドールまたはオキシフルは、3%過酸化水素水の名称である。

成分及び含有量 : 過酸化水素、 30.0%以上
化学式及び構造式 : H2O2、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量 : 34.01
官報公示整理番号 化審法 : (1)-419
安衛法 : 公表化学物質 (化審法番号を準用)
CAS No. : 7722-84-1
EC No. (欧州) : 231-765-0
TSCA (米国) : 登録済 (7722-84-1)
DSL (カナダ) : 登録済
ECL (韓国) : 登録済 (KE-20204)
IECSC (中国) : 登録済
CSNN (台湾) : 登録済
PICCS (フィリピン) : 登録済
AICS (オーストラリア) : 登録済
NZIoC (ニュージーランド) : 登録済
危険有害性成分 : 過酸化水素

・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 126
表示対象物 政令番号 126
危険物・酸化性の物
腐食性液体
・毒物劇物取締法 劇物「過酸化水素を6%超含有する製剤」

4. 応急処置

吸入した場合 : 直ちに医師に連絡する。
直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。
被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。
速やかに医師の診断、治療を受ける。
呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横向きにする。
気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡する。
速やかに皮膚を多量の水で洗う。
直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぎ、十分に水洗する。

- 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。皮膚刺激、皮膚白化などが生じた時は医師の診断、手当てを受ける。汚染された作業衣は作業場から出さない。汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 毛髪などに付着した場合：脱色されるおそれがあるので、直ちに水又はシャワーで十分に洗浄する。
- 目に入った場合：直ちに医師に連絡する。直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。眼の刺激が持続する時は、医師の診断、治療を受ける。眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合：直ちに、口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。直に大量の水または牛乳を飲ませて毒性を希釈する。意識がない時は、何も与えない。気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：
- 吸入した場合：咽頭痛、咳、めまい、頭痛、吐き気、息切れ
 - 皮膚に付着した場合：白斑、発赤、皮膚熱傷、痛み
 - 目に入った場合：発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。
 - 飲み込んだ場合：咽頭痛、腹痛、腹部膨満、吐き気、嘔吐

5. 火災時の処置

- 消火剤：本製品自体は不燃性であるが、火災を促進する危険性がある。消火には噴霧水などの大量の水が有効。
- 使ってはならない消火剤：粉末消火剤、泡消火薬剤
- 特有の危険有害性：本品自体は不燃性であるが、火災により熱分解して酸素を発生するので、火災を加速する。火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚、毛髪への接触や蒸気、ミスト等の吸入を避ける。適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項：河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 回収、中和：火気厳禁とする。保護具を着用し、乾燥砂、ウエス等で吸収し、密閉できる空容器にできるだけ回収する。大量の場合、土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いて大量の水を用いて洗い流す。ただし、河川に流出しないよう注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。
- 二次災害の防止策：可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
技術的対策：容器内で発生する過酸化水素ガスによるキャップ、瓶の破裂危険を防止するため、本製品には内圧調整栓付き容器（キャップ及びパッキンに容器内のガスを逃がす微細な穴が付いている）を使用している。従って、液漏れを防止するため、容器は横置きにしないこと、使用後は密栓すること。万一、液漏れがあった場合、直接、手で触れないこと。必ずゴム手袋を使用して、容器等を水洗いすること。漏出物が手に付くと軽い表層やけど（手が白化）などを起こす危険性があるので、手、皮膚、毛髪、衣服に付いた時は、十分に水洗すこと。

- と（脱色などの変化が生じるおそれがある）。
 取扱い時は、保護手袋、保護眼鏡などの保護具を着用する。
 必要に応じて、局所排気又は全体換気を行なう。
 局所排気装置・全体換気：すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 安全取扱い注意事項：屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 可燃物や酸化されやすい物質との混触を避ける。
 周辺での高温物の使用を禁止する。
 眼、皮膚に付けない。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。
 接触、吸入又は飲み込まない。
 衣類にかかった場合、服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を
 多量の水で洗う。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 接触回避：湿気、水、高温体との接触を避ける。
 保管：火気厳禁とする。
 保管場所は延焼のおそれのない外壁、柱、床を不燃材料で作ること。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃
 材料でふき、かつ天井を設けない。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜
 をつけ、かつ、適切なためすを設ける。
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及
 び換気の設備を設ける。
 混触危険物質：アンモニア、金属粉末、ステンレス鋼以外の普通鋼、可燃性物質、
 ナイロン、天然ゴム、ポリブタジエン、エポキシ樹脂、
 アスベスト成形材料
 保管条件：容器からの液漏れのおそれを防止するため、容器は横置きしないこと。
 使用後は密栓する。
 冷暗所に保管する。
 可燃物及び混触危険物質から離して保管する。
 熱から離して保管する。
 燃焼性物質から離して保管する。
 火源の近くに保管しない。
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
 容器包装材料：ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム
 天然ゴム× シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン
 軟鋼× ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅×
 軟質塩ビ 硬質塩ビ ABS× ポリエチレン ポリプロピレン ナイロン -
 アセタール樹脂 - アクリル樹脂 - ポリカーボネート ガラス

8.ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度：設定されていない。
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
 日本産衛学会（2017年版） 設定されていない。
 ACGIH（2017年版） TLV-TWA 1ppm、1.4mg/m³
 設備対策：この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置
 する。
 ミスト、蒸気、ガスなどが発生する場合、換気装置を設置する。
 保護具
 呼吸器の保護具：呼吸器保護具（酸性ガス用防毒マスク）を着用する。
 手の保護具：保護手袋（塩化ビニル製、ポリエチレン製など）を着用する。
 眼の保護具：眼の保護具を着用する。
 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
 皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて顔面用の保護具、保護長靴を着用する。
 衛生対策：汚染された作業衣は作業場から出さない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

9.物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など：無色の液体
 臭い：弱い特有の刺激臭
 pH：2.5～3.5（35%過酸化水素水）

| | |
|--------------|--|
| 融点 | : - 33 (35%過酸化水素水) |
| 沸点 | : 108 (35%過酸化水素水) |
| 引火点 | : 不燃性(過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。) |
| 爆発範囲 | : 不燃性(蒸気が空気と混ぜても爆発しない。) |
| 蒸気圧 | : 3.07kPa (30) (35%過酸化水素水) |
| 蒸気密度(空気 = 1) | : 1.18 |
| 密度 | : 30%液 約1.11 g/cm ³ (20) 35%液 約1.13 g/cm ³ (20) |
| 溶解度 | : 水と任意の割合で混和する。 アルコールに混和する。 |
| オクタノール/水分配係数 | : データなし |
| 自然発火温度 | : 不燃性(過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。) |
| 分解温度 | : データなし |
| 粘度 | : 1.11mPa·s (20) (35%過酸化水素水) |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---|
| 安定性 | : 通常取扱条件において安定である。 異物(重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等)が混入しない限り安定である。 加温により酸素を発生しながら、徐々に分解が生じる(温度が10上昇すると、分解速度は約2.2倍速くなる)。 分解すると水と酸素ガスになり、この時98.05kJ/mol H ₂ O ₂ の熱を発生する。 アルカリ性化合物との混触で分解が促進される。 |
| 危険有害反応可能性 | : 銅、鉄、クロム、マンガ、鉛、亜鉛、銀などの金属粉末と混触すると、支燃性ガス(酸素)を発生し、火災の危険性や容器破壊の危険性がある。 重金属及びその塩類、還元性物質、アルカリ性物質や酸化されやすい有機物と混触すると、分解し酸素ガスを発生し、発熱する。容器破壊の危険性がある。 本製品自体は爆発はしないが、有機物との混合は爆発性組成物になりうる。 アンモニアと接触すると爆発の危険をもたらす。 加温、衝撃などで、容器破壊の危険性がある。 種々の無機化合物を酸化し、有機化合物に対しても酸化作用がある。 |
| 避けるべき条件 | : 熱、光、衝撃、摩擦 |
| 混触危険物質 | : アンモニア、金属粉末、ステンレス鋼以外の普通鋼、可燃性物質、ナイロン、天然ゴム、ポリブタジエン、エポキシ樹脂、アスベスト成形材料 |
| 危険有害な分解生成物 | : 加熱により支燃性ガス(酸素)が発生する。 |

11. 有害性情報

| | |
|----------------|--|
| 急性毒性 | : 経口 ラット 70%溶液 LD50 = 805 mg/kg (30%溶液換算値 : 1878mg/kg) (EU-RAR(2003)、DFGOT vol.26(2011)、ECETOC Special Report(1996)) に基づき、区分4とした 飲み込むと有害(経口)(区分4) 経皮 ウサギ 90%溶液 LD50 = 690 mg/kg (30%溶液換算値 : 2070mg/kg) (EU-RAR(2003)、DFGOT vol.26(2011)、ECETOC Special Report(1996)) に基づき、区分5とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分外である。 皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)(区分5) 吸入(蒸気) 本物質の飽和蒸気圧濃度は1980ppmVであり、蒸気で行われたと考えられる試験(EU-RAR(2003))で得られた、ラット LC50(4hr) = 2,000mg/m ³ (=1,438ppmV) に基づき、区分3とした。 吸入すると有毒(蒸気)(区分3) 吸入(ミスト) マウス LC50 = 1.18mg/L/4hr に基づき、区分4とした。 吸入すると有害(ミスト)(区分4) |
| 皮膚腐食性・刺激性 | : ウサギに対して3分間、1時間または4時間の適用で、皮膚の全層におよぶ壊死、あるいは腐食性との結論が記載されている(EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10(1996)) こと、およびEUでC: R35に分類されていることから、本物質は皮膚に対して腐食性を示すと考えられる。しかし、細分類するには情報が不足であるが、安全性の立場から区分1Aとした。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A) |
| 眼に対する重篤な損傷/刺激性 | : 本物質は皮膚腐食性物質である。動物でsevereな刺激性を有し、corrosiveであるとの記載(ECETOC JACC(1993)、EU-RAR(2003))がある。以上の情報に基づき、区分1とした。 重篤な眼の損傷(区分1A) |

| | |
|-------------|---|
| 呼吸器感作性 | : 情報が無いため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | : モルモットでは2試験で陰性の成績 (EU-RAR (2003)、ECETOC JACC (1993))があり、ヒトではパッチテストで多数の被験者が陰性であったと記載されている (EU-RAR (2003))。しかし、ヒトのパッチテストで158例中2例が陽性であったとの記載 (EU-RAR (2003))もあり、データ不足のため分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性 | : ヒト経世代疫学、経世代変異原性試験、生殖細胞 in vivo 変異原性試験の結果が無く、マウスを用いる小核試験で陰性の結果が記載 (EU-RAR (2003)、ECETOC Special Report 10 (1996))され、生殖細胞 vivo 遺伝毒性試験で陽性結果がないことに基づき、分類できないとした。 |
| 発がん性 | : IARC (1999) でグループ3、ACGIH (7th, 2001) でA3と分類されている。ACGIH (7th, 2001) は、IARC (1999) によりレビューされた発がんデータに関して本物質の発がん性には限定的な証拠が存在することから、A3としている。 以上の事から、新しいACGIHの分類を採用し、区分2とした。 分類ガイダンスの改訂により、従来の区分外から区分2に変更した。 発がんのおそれの疑い (区分2) |
| 生殖毒性 | : データ不足のため分類できない。 なお、ECETOC JACC (1993) でのラットを用いた経口 (飲水) 経路での試験で、精子運動能への影響、雌の発情周期への影響、出産母動物数の減少及び出生児の体重減少がみられたとの報告は、記載が不十分であるため評価することができない。また、経口 (飲水) 経路で雄マウス、雄ウサギの精子への影響、雄の生殖能を調べた試験については、対照群を用いていない限定的な試験から確実な結論は出せない。 以上の事から、分類できないとした。 なお、最も新しい評価書であるEU-RAR (2003) では、限られた生殖毒性試験の結果から生殖機能に重大な障害は示されていないこと、マウスを用いた90日間反復毒性試験、マウス及びラットを用いた発がん性試験においても生殖系に有害影響はみられていないことから、生殖毒性物質ではないとの判断がなされている。 |
| 特定標的臓器・全身毒性 | : 動物 (ラット、マウス) (EU-RAR (2003)) 及びヒト (ACGIH (7th, 2001)) の吸入ばく露で、鼻、喉、気管への刺激性が報告されている。動物 (ラット、マウス) ではいずれも区分1のガイダンス値の範囲内の用量 (0.34-0.43 mg/L) で、肺、気管の充血、肺水腫、肺気腫、肺うっ血の記載 (EU-RAR (2003)、ECETOC Special Report 10 (1996)) がある。これらに基づき、区分1 (呼吸器) とした。 ヒトで頭痛、めまい、振戦、痙攣、意識喪失、失神、及び脳梗塞の記載 (ACGIH (7th, 2001)、EU-RAR (2003)) があるが、これらの知見は詳細な情報がなく、腐食性物質の吸入による二次的あるいは非特異的症状と判断し採用しなかった。 呼吸器の障害 (区分1) |
| 特定標的臓器・全身毒性 | : イヌ及びラットにおける本物質の蒸気の吸入試験で、区分1のガイダンス値範囲内の濃度 (0.005-0.01 mg/L) で肺に線維化病巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在 (イヌ)、鼻腔上皮に壊死及び炎症、喉頭に細胞浸潤 (ラット) を認めたとの記述 (EU-RAR (2003))、ヒトにおいても鼻、喉に刺激性を示し、最悪のケースでは肺水腫を生じるリスクがあるとの記述 (ECETOC JACC (1993)) があることから区分1 (呼吸器) とした。 なお、旧分類ではラット100日間経口投与試験結果を基に区分2 (血液) に分類されたが、区分2の用量範囲内での血液所見はヘマトクリット値及び血漿タンパクの減少と血漿カタラーゼ活性の低下のみで、「溶血」の記述はなく (EU-RAR (2003))、区分2 (血液) への分類を支持するのに十分な所見はないと判断し、今回の分類では削除した。 長期または反復暴露による呼吸器の障害 (区分1) |
| 吸引性呼吸器有害性 | : データ不足のため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|------------------|---|
| 水生環境急性有害性 甲殻類 | : ミジンコ 48時間EC50=2.4mg/L (EU-RAR, 2003) から、区分2とした。 水生生物に毒性 (区分2) |
| 水生環境慢性有害性 | : 急速分解性があり (10-day window基準を満たす「易分解性」 (EU-RAR, 2003))、生物蓄積性が低いと推定される (log Kow= -1.36 (ICSC, 2000)) ことから、区分外とした。 |
| オゾン層への有害性 | : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|-------|--|
| 残余廃棄物 | : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。 |
|-------|--|

廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 (参考) 希釈法
 大量の水で薄め、排水処分とする。
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 140

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 2014
 Proper Shipping Name : HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION
 Class : 5.1 (酸化性物質)
 Sub risk : 8 (腐食性物質)
 Packing Group : II
 Marine Pollutant : No (非該当)
 Limited Quantity : 1L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2014
 Proper Shipping Name : Hydrogen peroxide, aqueous solution
 Class : 5.1
 Sub risk : 8
 Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 (毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 2014
 品名 : 過酸化水素 (水溶液) (必要に応じて安定剤を加えたものであって、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。)

クラス : 5.1
 副次危険 : 8
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 非該当
 少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 2014
 品名 : 過酸化水素 (水溶液) (安定化されたもので、濃度が20質量%以上40質量%未満のもの)

クラス : 5.1
 副次危険 : 8
 容器等級 : II
 少量輸送許容量物件許容量 : 0.5L

特別の安全対策 : 運搬中に著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの保健所、消防機関その他の関係機関に通報すること。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
 移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 危険物や可燃物に上積みしない。
 重量物を上積みしない。
 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第126号「過酸化水素を0.1%以上含有するもの」)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第126号「過酸化水素を1%以上含有するもの」)
 (別表第9)
 危険物・酸化性の物 (施行令別表第1第3号)
 腐食性液体 (労働安全衛生規則第326条)

| | |
|-----------|--|
| 化審法 | : 優先評価化学物質 No.89「過酸化水素」(官報公示日:2012/03/22) 評価対象;生態影響 |
| 消防法 | : 非該当(過酸化水素を3.6%以下含有するもの) |
| 毒物及び劇物取締法 | : 劇物「過酸化水素を6%超含有する製剤」(政令第2条第19号)、 包装等級 |
| 道路法 | : 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13) |
| 船舶安全法 | : 酸化性物質類・酸化性物質(危規則第2,3条危険物告示別表第1) (必要に応じ安定剤入りのもので濃度が2.0質量%以上6.0質量% 以下のもの) |
| 航空法 | : 酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) (安定化されたもので、濃度が2.0質量%以上4.0質量%未満のもの) |
| 海洋汚染防止法 | : 有害液体物質(Y類)「濃度が8質量%を超え70質量%以下のもの」 (施行令別表第1) |
| 水質汚濁防止法 | : 指定物質(施行令第3条第三項) 「過酸化水素」 生活環境項目(施行令第3条第一項) 「水素イオン濃度」 〔排水基準〕・海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 ・海域に排出されるもの5.0以上9.0以下 |
| 輸出貿易管理令 | : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第28類 無機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版):2847.00-000 「過酸化水素」 |

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

| | |
|--|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM |
| GHS分類結果データベース | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報 | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じて作成しています。